

## 10. 善行表彰候補者の推薦について

市では、毎年、市政の発展及び市民の福祉の増進に顕著な功績があった方や市民の模範となるような優れた善行（人命救助や市の公益に対する多額寄附、ボランティア活動など）のあった方に対し表彰を行っています。

善行表彰については、自治会・学校等から善行表彰候補者の推薦を受けておりますので、担当される自治区域に善行者（個人・団体）がいらっしゃいましたら、候補者の推薦をお願いいたします。

◇推薦の対象・・・下記の善行表彰候補者選考基準のいずれかに該当するもの

善行表彰候補者選考基準

行為種別	選考基準
市の公益のために多額の財産を寄附したもの	100万円以上（物件寄附のときは評価額）を寄附した個人 200万円以上（物件寄附のときは評価額）を寄附した団体
善行が著しく市民の模範となるもの	10年以上にわたって継続的に各種奉仕活動（ボランティア活動）に尽くす行為 【例】交通安全の保持や防犯等の事故防止活動、環境美化や環境衛生の改善・保持活動、社会福祉活動等
業務に精励し市民の模範となるもの	農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となる技術または事績を有するもの
以上のほか、篤行を続け住民の信望を集め、真に市民の模範であると認められるもの	
<p>（備考）</p> <p>候補者の推薦は、あくまで潜在候補者を把握する目的としておりますので、<u>推薦によって被表彰者の表彰が担保されるものではありません。</u></p> <p>表彰にあたっては表彰審査会による審査があります。</p> <p>次のような活動は推薦対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住する地域の集会施設やその他の利用が特定の者に限られる施設の管理や清掃等</li> <li>・職務や役目として遂行している活動</li> <li>・一定の謝礼金や補助金等を受け取って行う活動</li> <li>・社会奉仕に当たらないと判断される活動</li> </ul>	

◇必要書類・・・善行表彰候補者推薦書

※詳しくは、秘書課秘書広聴係へお問合せ下さい。

お問合せ：秘書課秘書広聴係 電話 43-2112